

令和2年第1回幸田町議会定例会会議録（第1号）

---

議事日程

令和2年6月1日（月曜日）午前9時07分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第1号 令和元年度幸田町一般会計繰越明許費繰越計算書について  
報告第2号 令和元年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 第28号議案 幸田町農業委員会の委員の任命について
- 日程第6 第29号議案 幸田町税条例等の一部改正について  
第30号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正について  
第31号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について  
第32号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について  
第33号議案 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について  
第34号議案 幸田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
第35号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について  
第36号議案 幸田町国民健康保険条例の一部改正について  
第37号議案 幸田町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について  
第38号議案 幸田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
第39号議案 工事の請負契約について（中央小学校校舎増築工事）  
第40号議案 財産の取得について（教員用ノートパソコン）  
第41号議案 財産の取得について（災害対応特殊消防ポンプ自動車CD-I型）  
第42号議案 土地の取得について  
第43号議案 令和2年度幸田町一般会計補正予算（第2号）  
第44号議案 令和2年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
第45号議案 令和2年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
第46号議案 令和2年度幸田町水道事業会計補正予算（第1号）  
第47号議案 令和2年度幸田町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

出席議員（15名）

1番 田境 毅君      2番 石原 昇君      3番 都築 幸夫君

4番 鈴木久夫君	5番 伊澤伸一君	6番 黒木一君
7番 廣野房男君	8番 藤江徹君	9番 足立初雄君
10番 杉浦あきら君	11番 都築一三君	12番 水野千代子君
13番 笹野康男君	15番 丸山千代子君	16番 稲吉照夫君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	成瀬敦君	副町長	大竹広行君
教育長	小野伸之君	企画部長	藪田芳秀君
参事(企業誘致担当)	夏目隆志君	総務部長	志賀光浩君
参事(税務担当)	山本智弘君	住民こども部長	牧野宏幸君
健康福祉部長	林保克君	環境経済部長	鳥居栄一君
建設部長	羽根淵闘志君	教育部長	吉本智明君
上下水道部長	太田義裕君	消防長	都築幹浩君
企画部次長 兼企画政策課長	成瀬千恵子君	健康福祉部次長 兼福祉課長	山本晴彦君
建設部次長	横山渡君	上下水道部次長 兼下水道課長	吉本亮一君
消防次長兼 消防署長	小山哲夫君	会計管理者 兼出納室長	石川正樹君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 山本富雄君

○議長（稲吉照夫君） 皆さん、おはようございます。

議員各位には公私ともに御多忙のところ、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策の緊急事態宣言が解除され、少しずつ日常が戻りつつある今日この頃となりましたが、まだまだ緊張を解く段階ではなく、今後も議会、町民が一丸となって蔓延防止を継続して行っていく必要がありますので、御協力をお願いいたします。

さて、6月に入り、これから梅雨期を迎えようとしています。高温多湿のこの時期、コロナだけではなく熱中症など十分留意され、それぞれに健康を損なわないよう気をつけていただきたいと思います。

本定例会に提出されました議案は、お手元の議案目録のとおり、報告案件2件、単行議案15件、補正予算5件、合わせて22件の重要な案件が提出されております。

議会といたしましては、町民生活の安定と福祉の向上のため十分な審議を行い、町民の付託に応えるべく努力したいと思うところであります。

議員各位には慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力をお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

ここで、お諮りします。

本日、三河湾ネットワーク株式会社により、議場内のテレビカメラによる撮影の申し出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(稲吉照夫君) 御異議なしと認めます。

よって、三河湾ネットワーク株式会社による議場内のテレビカメラによる撮影を許可することに決定いたしました。

定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) 皆さん、おはようございます。

衣替えの季節を迎えまして、行き交う人々の服装にも半袖が目立つようになりました。6月に入りまして、コロナ禍の中、梅雨時を迎えようとしております。体調の維持に十分な心掛けが必要であります。

本日、ここに令和2年第2回幸田町議会定例会をお願いしましたところ、議員の皆様方には御多用の中、御出席をいただき、まことにありがとうございます。

また、日頃より町政各般にわたりまして、御理解と御支援をいただいておりますこと、そして行政運営におきましても御指導、御高配を賜っておりますこと、あわせて敬意と感謝を申し上げます。

さて、今定例会に提案をさせていただきます議案は、報告議案2件、人事案件1件、単行議案14件、補正予算5件、合わせて22件でございます。人事案件、幸田町農業委員会の委員の任命については、本日即決にてお願いをさせていただきます。後ほど私から各議案の提案理由とその概要につきまして説明をさせていただきます。いずれもこれからの町政を進める上におきまして重要なものばかりでございますので、全議案とも慎重に御審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

ここで、御報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。全国において発令されてきました緊急事態宣言は、先月5月25日に全面解除となりました。愛知県独自の緊急事態宣言につきましても翌日の26日に解除されました。今後は、感染防止策を徹底しつつ全国で経済活動の再開が本格化することになります。また、都道府県をまたいだ移動につきましても段階的に緩和・容認されることとなりますが、通常の生活に戻るにはまだまだ時間がかかると思われます。

本町におきましても、対策本部におきまして、公共施設の利用を6月1日から段階的に順次再開することを決定いたしました。施設等の再開に当たりましては、接触感染や飛沫感染リスクを防止するため施設の利用制限を設けることといたします。今後の行動等におきましては、新しい生活様式を心掛け、町民の命と健康を守るため万全な感染症予防の対策を講じた上で進めていくことが求められております。この先新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波が起これないとも限りません。対策本部設置については、これまでどおり継続した上で緊急事態へ向けて備えを続けてまいります。

今回の町民の暮らしを守り、社会経済活動を支援するために必要となる多くの施策に

係る補正予算も議会へ提出させていただいております。御承認いただけた際には、迅速かつ適切に実行してまいりたいと思います。

以上、定例会の開会に当たりまして、私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 志賀光浩君 登壇〕

○総務部長（志賀光浩君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

令和2年度国県等公共事業採択（見込み）状況につきまして、令和2年5月7日現在における情報をお手元に本日配付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

〔総務部長 志賀光浩君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますから、令和2年第2回幸田町議会定例会は成立いたしました。よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時07分

○議長（稲吉照夫君） 地方自治法第121条の規定により、議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に配付のとおりですから御了承願います。

ただいまから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時07分

○議長（稲吉照夫君） 議事日程は、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

---

#### 日程第1

○議長（稲吉照夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を13番 笹野康男君、15番丸山千代子君の御兩名を指名いたします。

---

#### 日程第2

○議長（稲吉照夫君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日6月1日から6月12日までの12日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月1日から6月12日までの12日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の定例会会期日程表のとおりです。御了承願います。

---

日程第3

○議長（稲吉照夫君） 日程第3、諸報告を行います。

例月出納検査3件であります。これはお手元に配付のとおりです。御了承願います。

以上をもって、諸報告を終わります。

---

日程第4

○議長（稲吉照夫君） 日程第4、報告第1号 令和元年度幸田町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号 令和元年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての2件を一括して報告を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、報告第1号 令和元年度幸田町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思ひます。

この件につきましては、令和元年度におきまして繰越明許予算の議決をいただいております。その繰越額について繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして報告をいたします。

繰越明許事業は2ページの計算書のとおり、校内LAN環境整備事業を初め3事業であります。また、議案関係資料は1ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思ひます。

55款教育費におきまして、校内LAN環境整備事業の繰越額を15項小学校費で1億3,200万円、20項中学校費で6,600万円としたものであります。

また、20項中学校費におきまして、武道場吊天井改修事業の繰越額を5,896万円としたもので、3事業全て3月補正額と同額を繰り越したものであります。

なお、それぞれの事業の財源につきましては、国庫支出金と一般財源を予定し、事業を行うものであります。

続きまして、報告第2号 令和元年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

議案書の3ページをお開きいただきたいと思ひます。

この件につきましても、令和元年度におきまして繰越明許予算の議決をいただいております。その繰越額について繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして報告をいたします。

繰越明許事業は、4ページの計算書のとおり、幸田駅前道路整備事業につきまして、3月補正額と同額の4,500万円を繰り越し、その財源につきましては、国庫支出金、地方債及び一般財源を予定し、事業を行うものであります。

議案関係資料は、2ページを御参照いただきたいと思います。

以上、報告をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 報告は終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時12分

○議長（稲吉照夫君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） ありませんので、以上で報告第1号、報告第2号の質疑を打ち切ります。

再開 午前 9時13分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

これをもって、報告第1号、報告第2号を終わります。

---

日程第5

○議長（稲吉照夫君） 日程第5、第28号議案 幸田町農業委員会の委員の任命についてを議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

第28号議案 幸田町農業委員会の委員の任命についてであります。

議案関係資料につきましては3ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

提案の理由といたしましては、農業委員会の委員の任期満了に伴い、任命する必要があるからであります。

農業委員会の委員につきましては、現委員の任期が本年7月29日で満了となることから、その後任となる委員を任命する必要があり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、14名の新たな委員の任命について、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和2年7月30日から3年間であります。

6ページを御覧いただきたいと思います。

候補者につきましては、この場では氏名のみを申し上げさせていただきます。

鈴木敏氏、本田勤治氏、浅井優氏、松田豊子氏、稲吉伴一氏、内田仁氏、藤江大輔氏、竹本健浩氏、鈴木正親氏、村越廣太郎氏、清水忠氏、稲吉克仁氏、都築正美氏、伊藤美保子氏、以上、14名でございます。

いずれの候補者も農業委員会の所掌に関する事項に関し、その職務を適切に行うことができ、また農業に関し、深い識見も有している方々であると判断しており、農業委員会の委員として適任であると考えております。

なお、委員の任命に当たりましては、農業委員会等に関する法律において、2つの要件が定められております。

1つ目は、認定農業者が委員の過半数を占めていなければならないこと、そして2つ目は、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者を含まなければならないことではありますが、いずれも要件は満たしております。

以上、人事案件につきまして、提案理由の説明とさせていただきます。

御審議の上、御同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

それでは、第28号議案の質疑を許します。

9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 今回の選任された方々の地域を見ますと、同じ地域から選ばれてみえます。この14人というのは前回のときに決められた人数だと思いますが、そのときに多分地域設定をされたのかなというふうに思うわけでありまして、今回もその同じ地域で上がってきているということになるわけでありまして、この地域設定の考え方はどのような考え方で設定されたかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 農業委員会につきましては、農業委員さんにつきましては、これは地域設定といったものは基本的にはございません。14人ということですが、あと適正化の推進委員という方も、今後、農業委員会のほうから委嘱されていくわけですが、区に対しましては応募や推薦のほうを促すような行為は当然ありますが、こちらの町のほうで区のほうを設定したということとはございません。全町的な判断の中、あとコミュニティ、区長さん同士の話し合いの中でそういったものがなされたかもしれませんけれども、うちのほうでそういった設定をすることはございません。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 選定の中で区域設定はしていなかったというお答えでありますけれども、区長に選定の依頼をされていると思います。区長へ依頼をされて、どのように決定するか。迷われた区長もあるというふうに聞いておりますが、選定の方法についてはどのような方法をとられたのでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 選定の方法ということでございますが、先ほど提案理由の

ほうでも述べていたわけですが、こちらのほうが一応選定としては、まず重点的な項目としては4項目ほど上げさせていただきました。

1つ目は、認定農業者または認定農業者に準ずる者が過半数を占めなければならないというところがございます。これは必須要件となっておりますので、そちらのほうを配慮していただけるとありがたいなということです。過半数ということでございますので、14割る2ということで7、それ以上ということですので今回は9名ほどがございますので、こちらの要件は満たしていると。

あと、中立委員が含まれるようにしなければならないということもございますが、こちらは利害関係を有しない者といたしまして、この議案関係資料にもございますが1名が該当しております。これも要件を満たしております。

あと、3つ目といたしまして、年齢・性別に著しく偏りが生じないように配慮できればということもございます。こちらは努力義務ということもございますが、こちらは女性候補者が2名、そして青年候補者といえますのは、農業委員会は全国的平均が67となっておりますので、農業委員会では50以下を青年というふうにみなしておりますが、その青年委員候補が3名となっております。

4つ目といたしましては、地域の信頼が厚いと認められ、地域の代表性を有しているというところが特に大きな要件ということでもありますが、こちらにつきましては当然区長さんからの推薦が全委員ありますので、こちらの要件も満たしていると。そういったところで判断していただいとということもございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） いろいろな選定の方法というのは、公募の仕方ということを知ったわけでありまして、区長さんには依頼をされていると。それから、広報でもやった。インターネットもやられたかもしれませんが、ホームページですね。それ以外に何かやられたのでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） こちらのほうは委員がおっしゃいますように、広報のほうでまずやっております。それからホームページ、それと各種会議等がございますので、そういったところで、もし御推薦があればお願いしますといったところで周知のほうを図っていたというものでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） いろいろな中で、この国の認定農業者過半数あるいは女性のバランス、年齢のバランス、そういったものを今おっしゃったような選定の方法でうまくこのバランスがとれたなという感じがするわけでありまして。それ以外に何かいろいろな手法をとられたかどうかはここではお伺いしませんが、その選任された農業委員会の委員、それから適正化の方たちもあるわけでありまして、この農業委員というのは農地法の関係の許可のほう、要するに権限がありますね。そのことで幸田町には農業委員会の規程というのがあります。その規程を読んでみますと、農地専門委員会と農政専門委員会を置くと、こういうふうにならなっているわけでありまして、農地専門委員会と農政専門委員会、これは今後決められる。今もあると思うんですけども、どういう仕分けを今後



されていくのか。この14人のメンバーの人たちがどういうふうな委員に属していくかということについてはどのように決められるのか、その辺をお伺いをいたしたいと思えます。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 農地専門委員会と農政専門委員会というものが幸田町には規程のほうであるわけですが、法律上につきましては、農地・農政のこういった専門委員会は本町においては置かなくてもいい、農地面積ですとかそういったものの規程がありますが、そういったものから置かなくてもいいということですが、岡崎市あたりですと農地部会という形でやっております。それと同じような機能を有するというので、農地と農政専門委員会というのを本町では過去より事前に審議という形で開かせていただいております。この役割につきましては、農地専門委員会につきましてはいわゆる農地法関係の許認可、そういったものを主に事前審議するというのでございます。農政専門委員会につきましては農政問題、例えば昔ありましたけれども、今でもありますけれども標準的な小作料の情報ですとか、いわゆる農政問題につきまして協議していくというところです。これにつきましては、本日同意がいただけましたら幸田町長からの任命ということで任命させていただきます、最初の総会、初総会を開きまして、その中でこういった農地と農政の区分けもしていくと。当然地区とかというのも検討しながら、あと専門的な分野がどういうところがあるとか、そういったのを見ながら農業委員会のほうで判断していくということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） この専門的部会の中で農地専門委員会というのは農地法の3条・4条・5条の許可、これを審議する委員会であります。ここでその上がってきた件案について、これを許可するかしないかという非常に町民にとっても、これは許可されない非常に困ることもあるわけです。そういった許可をするしないという判断を、地域設定がない委員の人たちが一体どういう実態をそこで把握をして、どういう責任のある判断、発言をされているのか。地域設定がしてあってね、その地域のことはよくわかっている、その私の地域のは農業委員の方が地域設定されていれば、その地域の農業のことをよくわかっている人たちの意見、これが反映されて農地委員会での決定には左右されるということがよくあると思うんですけども、そういう地域設定がされていない中で、現場の状況がよくわかっている人たちもいる中で、誰が一体その判断を正しく意見を述べることができるのか。その辺が非常に危惧をするところでもあります。今後、農業委員の方たちにはそういった責任というものをしっかりと認識していただいて、そして、その地域の農地、特に無断転用などが起きないようにしっかりと監視をしていただく業務をお願いしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 農業委員のほうにつきましては、農地法の判断ということでございますので、地域の実情というものもございしますが、農地法の判断というのが求められますので、こちらのほうは地域での特別な判断ということはないかなと考えづらい

かなということでございます。ただ、適正化推進委員につきましては、こちらのほうは学区での指定をしていくということでございますので、こちらのほうの割り振りにつきましては、事前に学区で何人お願いしますという形での割り振りは事前にさせていただいているということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 以上で、第28号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております第28号議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、ただいま議題となっております議案について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

第28号議案 幸田町農業委員会の委員の任命についてを原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第28号議案は、原案どおり同意することに決しました。



## 日程第6

○議長（稲吉照夫君） 日程第6、第29号議案から第47号議案までの19件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、単行議案第29号議案から第42号議案までの14件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の9ページをお開きいただきたいと思います。

第29号議案 幸田町税条例等の一部改正についてであります。

議案関係資料につきましては、4ページか41ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

提案の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。これは、交付日の異なる地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことによるものであります。

改正の概要につきましては、今回の改正は大きく2つあり、1つは令和2年度税制改正に伴うもの、もう1つは新型コロナウイルス感染症等に係るものであります。

まず、町民税関係の令和2年度税制改正におきましては、全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を解消するため、未婚のひとり親に対する税制上の措置を講ずるとともに、現行の男女それぞれの寡婦・夫控除の見直しが行われました。

非課税措置の見直しといたしましては、「ひとり親」を個人住民税非課税措置の対象とし、所得控除の見直しといたしましては、これまでの寡婦・夫控除を見直し、生計を一にする子どもを持たない女性の寡婦控除及びひとり親控除として整理するものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症等に係る町民税の特例措置といたしましては、この影響により中止等したイベント等のうち町長が指定したものについて、納税義務者が入場料等の払戻しの請求権を放棄した場合に寄附金税額控除を適用することとし、また、新型コロナウイルス感染症等の影響による住宅建設の遅延等により、令和2年12月31日までに入居できなかった場合の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を令和16年度まで1年延長するものであります。

次に、固定資産税関係の令和2年度税制改正におきましては、固定資産の使用者を所有者とみなし課税をする制度の拡大といたしまして、所有者を探索するために戸籍などの調査に加え、関係者への質問等、相当な努力が払われたと認められる方法により探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合には、その使用者を所有者とみなして課税することができることとし、また、固定資産を現に所有している者の申告の義務化といたしまして、登記簿等に所有者として登録されている個人が死亡し、相続登記がされるまでの間において、当該土地又は家屋を現に所有している者に対し、住所、氏名等固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告しなければならないとするものであります。

また、新型コロナウイルス感染症等に係る固定資産税関係におきましては、先端設備等の特例措置の拡大といたしまして、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けながら

も新規に設備投資を行う事業者を支援するため、生産性向上特別措置法に基づく認定先端設備等導入計画に従い取得した事業用の家屋及び構築物につきましても、3年間、課税標準をゼロとするものであります。

次に、軽自動車税関係におきましては、令和元年10月1日から始まりました消費税率10%に伴う環境性能割の臨時的非課税措置等につきまして、特定期間は令和2年9月30日まででありましたが、新型コロナウイルス感染症等の影響を考慮し、令和3年3月31日まで6カ月延長するものであります。

次に、たばこ税関係におきましては、令和2年度税制改正により、紙巻たばこに類似する1本当たりの重量が1グラム未満の軽量な葉巻たばこの課税標準の算定につきまして、これまでの重量比例課税方式から、重量に関係なく、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する本数課税方式に改正するもので、激変緩和を図るため、第一段階として令和2年10月1日から1年間は0.7グラム未満の葉巻たばこ1本を紙巻たばこ0.7本とし、令和3年10月1日以降は1グラム未満の葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算するものでございます。

次に、徴収関係におきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例といたしまして、この影響により令和2年2月1日以後に前年同期比でおおむね20%以上といった相当な収入の減少があった場合、申請に基づき徴収の猶予を行いますが、本条例の改正点につきましては、申請書等に訂正が必要な場合、申請者が訂正を行わなければならない期限を他の徴収の猶予制度と同様20日とするものであります。

その他、字句及び引用条項の整理であります。

施行期日につきましては、公布の日であります。たばこ税の見直しの第一段階の改正につきましては、令和2年10月1日、町民税に係る非課税措置の見直し、所得控除の見直し及び新型コロナウイルス感染症等に係る特例措置等に関する改正につきましては令和3年1月1日、たばこ税の見直しの第二段階の改正につきましては令和3年10月1日、第2条におけるたばこ税に関するもの等以外の改正につきましては令和4年4月1日であります。

続きまして、議案書19ページをお開きいただきたいと思います。

第30号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正についてであります。

議案関係資料につきましては、42ページから47ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。これは、公布日の異なる地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことによるものであります。

改正の概要につきましては、引用条項及び字句の整理であります。

施行期日につきましては、公布の日であります。新型コロナウイルス感染症等に伴う中小事業者等の家屋に対する都市計画税の課税標準の特例に係る引用条項を整理しました第2条の施行期日につきましては、令和3年1月1日であります。

続きまして、議案書21ページをお開きいただきたいと思います。

第31号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてであります。

議案関係資料につきましては、48ページから52ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思ひます。

提案の理由といたしましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、消防団員としての公務及び民間協力者が消防作業等に従事し身体的損害を被った場合の損害補償の算定の基礎となる補償基礎額の改定、利率の見直し、併せまして、字句の整理を行うものであります。

施行期日につきましては、公布の日であります。

続きまして、議案書の23ページをお開きいただきたいと思ひます。

第32号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正についてであります。

議案関係資料につきましては、53ページ及び54ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思ひます。

提案理由といたしましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、個人番号を通知するために使用されてまいりました通知カードが廃止されたことに伴い、通知カードの再交付手数料に関する規定を削除するものであります。

施行期日につきましては、公布の日であります。

続きまして、議案書の25ページをお開きください。

第33号議案 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料につきましては、55ページから58ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思ひます。

提案の理由といたしましては、私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務の廃止に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に規定する「条例で定める事務」から、町長が行う「私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であつて町長が指定するもの」を削除し、併せて字句及び引用条項の整理を行うものであります。

施行期日につきましては、公布の日であります。

続きまして、議案書27ページをお開きいただきたいと思ひます。

第34号議案 幸田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

議案関係資料につきましては、59ページ及び60ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思ひます。

提案の理由といたしましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、放課後児童支援員の資格要件に、中核市の長が行う研修の修了者であることを追加するものであります。

施行期日につきましては、公布の日であります。

続きまして、議案書29ページをお開きいただきたいと思ひます。

第35号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

議案関係資料につきましては、61ページから64ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思ひます。

提案の理由といたしましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行及び減免に係る申請期限の見直しに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、まず、基礎課税額の課税限度額「61万円」を「63万円」に、介護納付金課税額の課税限度額「16万円」を「17万円」に改めるものであります。この改正により、課税限度額の合計は後期高齢者支援金等課税額を含め96万円から99万円となるものであります。

次に、国民健康保険税を減額した後のそれぞれの上限額を、改正後のそれぞれの課税限度額と同額に改めるとともに、低所得者における国民健康保険税の軽減措置の対象拡大を図るため、被保険者及び特定同一世帯所属者1人当たりの判定所得基準額の加算額を、5割軽減につきましては、「28万円」を「28万5千円」に、2割軽減につきましては、「51万円」を「52万円」に引き上げを行うものであります。

次に、国民健康保険税の減免に係る申請期限について、納期限としていたものを規則で定める日に見直すものであります。

なお、施行期日といたしまして、附則第4項及び第5項の改正につきましては、令和3年1月1日、それ以外の部分につきましては、公布の日が施行期日となるものであります。

続きまして、議案書の31ページをお開きいただきたいと思ひます。

第36号議案 幸田町国民健康保険条例の一部改正についてであります。

議案関係資料につきましては、65ページから68ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思ひます。

提案の理由といたしましては、給与等の支払を受けている国民健康保険の被保険者に係る新型コロナウイルス感染症について傷病手当金を支給することに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、給与等の支払を受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染が疑われることからその療養のために3日以上連続して仕事を休んだ場合、4日目から傷病手当金として日給の3分の2を支給することができるものとし、給与等の一部を受け取ることができる場合は、その差額を支給できるものとするものであります。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものとし、傷病手当金の支給につきましては、令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用となります。

ただし、支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとし

ます。

続きまして、議案書 35 ページをお開きいただきたいと思います。

第 37 号議案 幸田町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料につきましては、69 ページから 71 ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

提案の理由といたしましては、愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、町において行う事務の特例として、愛知県後期高齢者医療広域連合が被保険者に対し、傷病手当金支給制度を新設することから、支給に係る申請書の提出の受付に関する事務を追加するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からであります。

議案書の 37 ページをお開きいただきたいと思います。

第 38 号議案 幸田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、72 ページ及び 73 ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

提案理由といたしましては、農業委員会の会長及び委員並びに農地利用最適化推進委員に対して支給する報酬の見直しに伴い、必要があるからであります。

農業委員会の業務につきましては、平成 28 年 4 月に農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律が施行され、農業委員会の主たる使命は、農地の利用の最適化であると位置づけられたことから、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等の農地利用の最適化の推進が任意業務から必須業務となり、さらには、令和元年 5 月に、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律が施行され、農地所有者等の農地利用の意向把握、地域での話し合い活動への参加が役割として重点化及び明確化され、新たな業務となりました。

このことにより、国が新たに創設した農地利用最適化交付金を活用し、本町農業委員会の委員等の現行の報酬額を加算するための改正であります。

施行期日につきましては、令和 2 年 7 月 30 日であります。

続きまして、議案書の 39 ページをお開きいただきたいと思います。

第 39 号議案 工事の請負契約についてであります。

議案関係資料につきましては、74 ページから 79 ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

工事の請負契約を締結するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、中央小学校校舎増築工事の施行に伴い、必要があるからであります。

議案書の 40 ページを御覧いただきたいと思います。

工事名は、中央小学校校舎増築工事、工事場所は、幸田町大字横落字北門地内、工事の概要は、増築校舎棟鉄骨造 2 階建て、延床面積 812.00 平方メートル、渡り廊下

鉄骨造、建築面積25.01平方メートル、既設校舎改修一式、外構工事一式であります。

契約金額は4億2,680万円、契約の方法は、12社による指名競争入札を4月22日に実施し、契約の相手方は、額田郡幸田町大字菱池字岩堀83-2、竹内建設株式会社 代表取締役 竹内俊行であります。

続きまして、議案書41ページをお開きください。

第40号議案 財産の取得についてであります。

議案関係資料につきましては、80ページから83ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

財産を取得するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、「教員用ノートパソコン」の取得に伴い、必要があるからであります。

議案書42ページを御覧いただきたいと思います。

物品の概要であります。教員用ノートパソコン90台であります。納入場所は幸田町地内、契約金額は1,043万9,000円、契約の方法は、8社による指名競争入札を4月21日に実施し、契約の相手方は、豊橋市内張町5番地の2、有限会社東京理科器、取締役 生崎浩であります。

続きまして、議案書43ページをお開きください。

第41号議案 財産の取得についてであります。

議案関係資料につきましては、84ページから89ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

財産を取得するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、災害対応特殊消防ポンプ自動車CD-I型の取得に伴い、必要があるからであります。

議案書44ページを御覧いただきたいと思います。

物品の概要であります。災害対応特殊消防ポンプ自動車CD-I型1台であります。納入場所は、幸田町大字菱池字前田41番地1地内、契約金額は4,323万円、契約の方法は、8社による指名競争入札を4月21日に実施し、契約の相手方は、名古屋市熱田区新尾頭2丁目2番7号、小川ポンプ工業株式会社 名古屋事務所 所長 奥野修であります。

続きまして、議案書45ページをお開きいただきたいと思います。

第42号議案 土地の取得についてであります。

議案関係資料につきましては、90ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

土地を取得するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

提案の理由といたしましては、幸田町民プール駐車場用地として取得することに伴い、



必要があるからであります。

議案書46ページを御覧いただきたいと思います。

取得する土地の概要についてであります。場所は、額田郡幸田町大字大草字丸山東53番ほか9筆、面積は6,817.78平方メートル、取得予定価格は1億167万8,900円、契約の相手方は、額田郡幸田町大字大草字北前田77番地4、菅沼勲ほか5名であります。

以上、第29号議案から第42号議案までの単行議案の提案理由の説明をさせていただきました。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、補正予算関係の5件につきまして説明をさせていただきます。

今回提案をさせていただく補正予算は、去る5月15日に幸田町新型コロナウイルス感染症対策本部会議で決定をいたしました幸田町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を実行するために必要な予算を中心に計上させていただいております。町民の皆様の暮らしを守る、営みを支援する、そして感染拡大を防ぐの3つの観点から、本町として果たすべきことを御提案させていただくものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

別冊となっております補正予算関係を御覧いただきたいと思います。

初めに、第43号議案 令和2年度幸田町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

補正予算書1ページをお開きいただきたいと思います。また、議案関係資料につきましては、91ページから97ページでありまして、新型コロナウイルス感染症対策に係るものにつきましては米印で表示しておりますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

第1条「歳入歳出予算の補正」であります。歳入歳出それぞれ7億5,058万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ230億773万7,000円とするものであります。

それでは、補正予算の内容を説明をさせていただきます。

まず、歳入につきまして、補正予算説明書の8ページを御覧いただきたいと思っております。

55款国庫支出金であります。文部科学省が進めるGIGAスクール構想の実現に向けた児童生徒1人1台端末の整備事業の補助金として、公立学校情報機器整備費補助金を新規計上するものであります。

次に、75款繰入金であります。財政調整基金繰入金を一般財源として追加いたしまして、収支の調整をするものでございます。

次に、85款諸収入でございます。新型コロナウイルス感染症対策のための小中学校の臨時休業による学校給食の中止に伴いまして、全国学校給食会連合会からの、食材の納入業者等に対する廃棄食材等に係る補助金として、学校臨時休業対策費補助金を新規計上するものでございます。また、小中学校児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、1学期中の学校給食に係る実費徴収金を徴収しないことといたしまして、小中学校給食費実費徴収金を減額するものでございます。

次に、歳出につきまして、補正予算書10ページを御覧いただきたいと思っております。

15款総務費であります。職員福利厚生事業におきまして、新型コロナウイルス感染症対策として備蓄用マスク10万枚余りの購入費を新規計上するものであります。

財政管理事業におきましては、退職した再任用職員1名の補充として、会計年度任用職員1名を任用するための報酬を追加するものであります。

安全対策一般事業におきましては、避難所に指定しております各行政区の主要集会施設に、災害時における避難所の開設・運営に必要な資機材と併せて、新型コロナウイルス感染症対策として、マスクやビニール手袋等の衛生用品を併せて整備する費用を新規計上するものであります。

庁舎維持管理事業におきましては、新型コロナウイルスの感染者が役場庁舎を利用したことが判明した場合に備え、消毒業務の委託料を新規計上するものであります。また、役場庁舎4階の電算機事務室につきましては、来庁者の対応を可能にするため、カウンター設置工事費を新規計上するものであります。

次に、20款民生費、10項社会福祉費につきましては、社会福祉総務一般事業におきまして、障害福祉サービス及び介護福祉サービス事業所の事業継続支援を目的として、福祉事業所支援交付金を新規計上するものであります。また、社会福祉協議会への補助金として、老人福祉センターの休館に伴い、交流や外出等の活動の機会が大きく失われてしまった老人クラブの皆様、宿泊施設で交流事業を行っていただくための費用を追加するものであります。同様に、社会福祉協議会への補助金として、新型コロナウイルス感染症の影響で学費の支援が必要になった大学生等を対象とした無利子の学業資金貸付事業を行っていただくための費用を追加するものであります。また、障害者及び高齢者福祉タクシー事業所の事業継続支援を目的として、タクシー事業所支援交付金を新規計上するものであります。

福祉医療事業におきましては、職員の欠員補充のため、会計年度任用職員1名を任用するための報酬と社会保険料等を追加するものであります。また、令和4年4月に実施を予定しております、高校生等の通院に係る医療費助成の拡大に向けたシステム改修に要する費用を新規計上するものでございます。

サポートセンター管理運営事業におきましては、草刈りなど地域の要望事業を実施することにより、シニア・シルバー世代の方の雇用の創出に繋げていくため、シニア・シルバーサポートセンター運営協議会への補助金を追加するものであります。

12ページを御覧いただきたいと思います。

15項児童福祉費であります。去る5月14日の第1回幸田町議会臨時会に提案をし、可決していただきました子育て世帯への臨時特別給付金につきまして、当該給付金は、国の100%補助事業として、児童手当を受給する世帯に対し、対象児童1人当たり1万円を給付するものでありますが、今回、町独自給付分として、さらに1万円を上乗せし給付する費用を新規計上するものであります。また、両親又は父母のどちらかがいない義務教育修了前の児童を監護又は養育している方に対しまして、対象児童1人当たり2万円の遺児家庭臨時給付金を新規計上するものであります。

25款衛生費、10項保健衛生費につきましては、新型コロナウイルスの感染者が公共施設を利用したことが判明した場合に備え、消毒業務の委託料を新規計上するもので

あります。医療機関に対する支援といたしまして、藤田医科大学岡崎医療センターにマットレスを寄附するための費用を追加し、また、看護職の方で現在就業していない方の復職の促進を目的として、1人当たり10万円の支援金を新規計上するものであります。さらに、愛知県の休業協力要請の対象外施設である、理容業及び美容業の事業者の方で、自主的に休業した事業者に対しましては、1事業者当たり10万円の協力金を支給することとし、新規計上するものであります。

20項上水道費につきましては、後ほど、水道事業会計補正予算（第1号）を御提案させていただきますが、5月から8月までの4カ月分の水道基本料金を50%減免することに伴いまして、その補填として水道事業会計への補助金を新規計上するものであります。

次に、35款農林水産業費、10項農業費につきましては、農業振興一般事業におきましては、コメ農家の経営支援として幸田町産の米を町が購入する費用、さらに、購入した米を県外に在住し帰省を自粛している学生と、就学援助の対象の児童・生徒に送るための送料をそれぞれ新規計上するものであります。また、感染防止など経済的支援を目的に、園芸振興会に対する補助金を追加するものであります。同様に、畜産業振興事業におきましては、畜産組合に対する補助金を追加するものであります。

14ページを御覧いただきたいと思います。

15項農地費につきましては、後ほど、農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を御提案させていただきますが、水道料金と同様、集落排水施設使用料につきましても、5月から8月までの4カ月分の基本使用料を50%減免することに伴いまして、その補填として農業集落排水事業特別会計への繰出金を追加するものであります。

40款商工費につきましては、飲食店等応援チケット発行事業として、新型コロナウイルス感染症の収束後、全町民の方に、町内の飲食店等で使用可能な1人当たり2,000円分の食事券を配布させていただくことといたしまして、申請書の印刷代等の需用費、郵送料等の役務費、住民情報システムの改修業務委託料、さらに、事業の実施をお願いすることを予定しております商工会への負担金を新規計上するものであります。また、事業継続支援を目的とした、旅館ホテル事業者への補助金、飲食店等のテイクアウトやデリバリーなどへの業態転換を支援するための補助金、さらには特産物新メニュー支援事業として、町の特産物を使用したグルメ新メニューを開発・提供した店舗に対し、さらなる発展を手掛けるために要した経費を支援するため、事業の実施をお願いすることを予定しております商工会への負担金をそれぞれ新規計上するものであります。

45款土木費、20項河川費につきましては、地域が行う河川愛護活動が自粛傾向にあることを受けまして、河川環境の維持を目的に、河川凌謀工事費を追加するものであります。

25項都市計画費につきましては、後ほど、下水道事業会計補正予算（第1号）を御提案させていただきますが、水道料金、集落排水施設使用料と同様、下水道使用料につきましても、5月から8月までの4カ月分の基本使用料を50%減免することに伴いまして、その補填として下水道事業会計への補助金を追加するものであります。

55款教育費、15項小学校費につきましては、GIGAスクール構想の実現に向け

た児童生徒1人1台端末の整備事業として、小学5、6年生と先生を対象にタブレット型パソコンの購入費を新規計上するものであります。

16ページを御覧いただきたいと思います。

20項中学校費につきましては、小学校費と同様に、中学1年生と先生を対象にタブレット型パソコンの購入費を新規計上するものであります。また、本日から、通常登校が始まっておりますが、長く臨時休校が続いていました中学生への家庭学習支援といたしまして、1人当たり1万円分の応援メッセージ付きの図書カードを購入する費用とその送料をそれぞれ新規計上するものであります。

25項社会教育費につきましては、社会教育総務一般事業におきまして、発表や活動の機会が失われてしまった幸田文化協会に対しまして、新型コロナウイルス感染症の収束後における新たな活動の場を創出することを目的として、教育団体活動促進補助金を追加するものであります。

町民会館管理運営事業におきましては、休館に伴います貸館業務による会場利用料の減収を補填するため、指定管理者であります幸田町文化振興協会に対する指定管理料を追加するものであります。また、借地をしている1筆830平方メートルについて、買い取りに向けて地権者との合意が得られましたので、用地購入費を新規計上するものであります。さらに、早くから町の休業要請に応じていただいた、町民会館内で営業されている事業者に対しまして、営業自粛に伴う協力金を新規計上するものでございます。

図書館管理運営事業におきましては、利用者の感染防止のため、図書消毒機1台の購入費を新規計上するものであります。

30項保健体育費につきましては、町民プール管理運営事業におきまして、手狭となっておりました町民プールの駐車場拡大に向けて、地権者との調整が順調に進んでまいりましたので、実施設計業務の委託料を新規計上するものであります。また、屋内プール鉄部の大規模改修工事の適正な施工に当たりまして、専門業者による工事監理業務が必要であることが確認されましたため、委託料を新規計上するものであります。

給食センター運営事業におきましては、万一の給食センター閉鎖に備え、備蓄用レトルトカレー1回分の購入費を新規計上するものであります。また、食材の納入業者等に対する廃棄食材等に係る補償金を新規計上するものであります。

18ページを御覧いただきたいと思います。

75款予備費であります。今後におきましても、新型コロナウイルスの感染の状況や経済動向を踏まえ、必要な対策をちゅうちょなく実施していくための備えとして、予備費を追加するものでございます。

以上が、令和2年度幸田町一般会計補正予算（第2号）の概要でございます。

続きまして、特別会計につきまして、説明をさせていただきます。

第44号議案 令和2年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書の21ページをお開きいただきたいと思います。また、議案関係資料につきましては、91ページ及び98ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

第1条「歳入歳出予算の補正」であります。歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億7,137万3,000円とするものであります。

それでは、補正予算の内容を説明させていただきます。

まず、歳入につきまして、補正予算説明書の28ページを御覧いただきたいと思ます。

30款県支出金でございます。新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金を新設することに伴い、その財源として特別調整交付金を追加するものであります。

次に、歳出につきまして、補正予算説明書30ページを御覧いただきたいと思ます。

15款保険給付費につきまして、傷病手当金を新規計上するものであります。

以上が、令和2年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

続きまして、第45号議案 令和2年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。今回の補正は、先ほど一般会計補正予算の説明の中で触れさせていただきましたが、集落排水施設使用料の減免に伴うものであります。

それでは、補正予算書の33ページをお開きいただきたいと思ます。また、議案関係資料につきましては、91ページ及び99ページでありますので、併せて御覧ください。

第1条「歳入歳出予算の補正」であります。歳入は予算の組み替え、歳出は財源更正をするもので、歳入歳出予算の総額は変更ありません。

それでは、補正予算の内容を説明させていただきます。

まず、歳入につきまして、補正予算説明書40ページを御覧いただきたいと思ます。

15款使用料及び手数料につきまして、新型コロナウイルス感染症対策として、集落排水施設使用料を減免することに伴い、減額するものであります。

35款繰入金につきましては、減免分の補填として、一般会計からの繰入金を追加するものであります。

次に、歳出につきまして、補正予算説明書42ページを御覧いただきたいと思ます。

10款集落排水事業費につきまして、集落排水施設使用料の減免に伴いまして、財源更正をするものでございます。

以上が、令和2年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

続きまして、第46号議案 令和2年度幸田町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。これにつきましても、農業集落排水事業と同様、水道基本料金の減免に伴うものであります。

それでは、補正予算書の45ページをお開きいただきたいと思ます。また、議案関係資料につきましては、91ページ及び100ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思ます。

第1条「総則」であります。「令和2年度幸田町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。」として、以下、既決予定額に対し、補正する予算

にかかる事項を記載しております。

第2条「収益的収入」であります。当初予算第3条に定めておりました収益的収入の予定額を補正するものであります。

収入第1款水道事業収益第1項営業収益を3,700万円減額し、第2項営業外収益を同額、増額するものであります。

水道事業収益の総額に、変更はございません。

次に、第3条「他会計からの補助金」であります。当初予算第8条中の「1千円」を「3,700万1千円」に改めるものでございます。

補正予算説明書47ページ以降の令和2年度幸田町水道事業会計補正予算実施計画及び実施計画説明書につきましても、併せて御覧いただきたいと思っております。

以上が、令和2年度幸田町水道事業会計補正予算（第1号）の概要でございます。

続きまして、第47号議案 令和2年度幸田町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。農業集落排水事業、水道事業と同様、下水道使用料の減免に伴うものであります。

それでは、補正予算書49ページをお開きいただきたいと思っております。また、議案関係資料につきましては、91ページ及び101ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

第1条「総則」であります。「令和2年度幸田町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。」として、以下、既決予定額に対して、補正する予算にかかる事項を記載しております。

第2条「収益的収入」であります。当初予算第3条に定めておりました収益的収入の予定額を補正するものであります。

収入第1款下水道事業収益第1項営業収益を1,800万円減額し、第2項営業外収益を同額、増額するものであります。

下水道事業収益の総額に、変更はございません。

次に、第3条「他会計からの補助金」であります。当初予算第9条中の「7,748万9千円」を「9,548万9千円」に改めるものでございます。

補正予算説明書51ページ以降の令和2年度幸田町下水道事業会計補正予算実施計画及び実施計画説明書につきましても、併せて御参照いただきたいと思っております。

以上、令和2年度幸田町下水道事業会計補正予算（第1号）の概要であります。

以上が、令和2年第2回幸田町議会定例会に提案いたしました単行議案14件、補正予算5件につきまして、提案理由の説明をさせていただいたものでございます。

慎重に御審議の上、全議案、御可決賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 提案理由の説明は終わりました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

質疑をされる方は、本日午後5時までに議案質疑通告書を事務局まで提出をお願いいたします。

次回は、6月8日（月曜日）午前9時から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日は御苦労さまでした。

これにて散会いたします。

散会 午前10時20分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する  
令和2年6月1日

議 長

議 員

議 員